

現場説明書（その２）

工 事 名 埼玉障害者職業センタートイレ等改修工事

注）工事内容により必要な「・」に○をつけ「◎」とする。不要な項目については「・」とする。

〔一般事項〕（※印及び○印を適用する）

（建設リサイクル法）

- ・ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律」（平成１２年５月３１日法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。） 施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事（以下「対象建設工事」という。）であるため、建設リサイクル法に基づき特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
 - ◎ 本工事は、「建設リサイクル法」による規模については「対象建設工事」に該当しないが、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等の実施については、建設リサイクル法に準じ適正な措置を講ずることとする。
- ※ 本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、「建設リサイクル法に関する事項」に条件を設定している。また、設計変更は現場条件や数量の変更等、工事の受注者の責によるものでない事項について対象とする。

（工事現場管理）

- ※ 自然災害（地震（震度４以上）、台風、大雨、津波、落雷等）発生後の点検・報告について、施工計画書に明記する。
- ※ 足場の組立等は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省平成２１年４月２４日付基発第0424001号）」に基づく働きやすい安心感のある足場とする。
- ※ 墜落制止用器具の着用については、労働安全衛生法施行令第１３条第３項第２８号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成３

1年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

- 本工事の解体作業においては、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆防止対策に関するガイドライン」を参考に、公衆災害の防止について適切な対策を講じること。ホームページは下記による。

(URL: <https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/01/010703.html>)

(完成図等)

- ※ 本工事で作成する施工図のうち、下記のことを管理技術者(監理)等に提出する。なお、施工図等の著作権に係る当該建築物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。

- ・ 建築工事

鉄筋配筋図(納まり図含む) 一式

コンクリート躯体図 一式

鉄骨製作図 一式

カーテンウォール製作図 一式

- ・ 電気設備工事及び機械設備工事(昇降機設備を含む)

機器製作図 一式

制御システム図 一式

試験成績書 一式

機器・配管固定の施工図 一式

- ※ 工事完成後(新営工事、大規模改修工事等)、「管理者のための建築物保全の手引き」((財)建築保全センター発行)を参考に保全に関する資料を整理し、管理技術者(監理)等に提出する。

- ※ 完成写真の著作権の権利等について、工事の受注者は、完成写真の撮影者との契約に当たって、以下の事項を条件とする。

(1) 完成写真は、工事発注者が行う事務並びに工事発注者及び工事発注者が認めた公的機関の広報に、無償で使用する事ができる。この場合において、著作権名を表示しないことができる。

(2) 以下に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ工事発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ 完成写真を公表すること。

ロ 完成写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は、譲渡すること。

〔施工・工程関係〕（※印及び○印を適用する）

※ 石綿等の事前調査 建築物又は工作物の解体、改造又は補修等の作業を行うときは、石綿等による健康障害を防止するため、当該建築物又は工作物について、解体、改造又は補修等の作業前に、石綿の使用の有無を目視、その他適切な方法により調査を行い、監督職員に調査報告書を提出する。石綿含有の有無に関する分析調査の実施については別途監督職員と協議を行うこと。

- ・ 「コンクリート躯体に埋設される配管の取扱い（案）」を適用する。
- ・ 「室内空気中の化学物質の濃度測定に関する事項（案）」を適用する。

※ 塗装業者が当該工事の施工にあたり、品質確保や施工技術の向上を目的として専門工事業団体等の工事指導等を希望した場合、現場管理上支障がないと判断すれば当該指導に協力することは差し支えない。

※ 工事用電力、給水等は受注者において手続きの上設置し、その費用、使用料金等については、受注者の負担とする。

（工事場所施設の条件）

- ・ 工事用電力
 - ・ 構内より分岐できる
 - ・ 構内より分岐できない
- ・ 工事用給水
 - ・ 構内より分岐できる
 - ・ 構内より分岐できない

構内より分岐して使用する場合は、子メーターを設置し、料金については工事場所施設と協議すること。ただし、工事場所施設の最大需要電力（デマンド値）を超過しない場合に限る。

※ 現場事務所、作業所、資材置場、便所、駐車場等の位置、規模及び構造等は、他の工事の受注者と十分協議して、効率よく配置することとし、事前に仮設計画書を作成し管理技術者（監理）等に提出すること。

※ 近隣既存建物及び道路施設等は、損傷することのないよう配慮し、万一損傷を与えた場合には、工事の受注者負担により速やかに原形に復旧すること。なお、工事着手前に管理技術者（監理）等及び近隣施設管理者立会の上、写真等で現況を把握確認しておくこと。

※ 周辺道路の通行車輛、歩行者には常に配慮し、通行に支障なきよう、また、交通の安全管理に努めること。

※ 工事用車輛等の出入に際しては、周辺道路の保全・清掃に努めること。

※ 工事中の騒音、振動は極力抑えるように努め、関係条例等の定めに従い、近隣住民からのクレームについては、工事の受注者において処理すること。

※ 本工事の作業時間は、原則として土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前〇時頃から午後〇時頃までとする。ただし、特別な場合は、工事の受注者において、近隣住民等と事前に調整を行い処理すること。

- ・ 施設利用計画により、下記日程の現場作業は不可とする。

〇月〇日（曜日）、〇月〇日（曜日）、〇月〇日（曜日）

※ 敷地内の保安、作業工程等、他の工事の受注者と十分協議し、作業の安全と進捗に支障のなきよう努めること。

※ 敷地への進入口は既存仮設通路を利用するほか、新たに設ける場合にも、出入口には仮門を設置し、工事関係者以外の者の不用意な立入のないよう維持管理すること。

※ 工事標準仕様書による施工の報告様式については、「建築工事施工管理要領、公共建築協会版」を参考に工事の受注者が自主的に定め報告すること。

※ 建設業法第26条の規定により、工事の受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者及び監理技術者補佐については、適切な資格、技術力等を有する者を配置すること。

※ 工事の受注者が工事現場ごとに置かなければならない専任の監理技術者は、監理技術者資格者証書の交付を受けている者であること。

※ 中東情勢の変化等による影響で資機材の納期が遅れ、予定工期内の完了が困難と判断した場合（受注者の責によらない事情に限る）は、別途協議のうえ工期延長等の措置を講ずるものとする。

[改修工事関係]

※ 作業前に、管理技術者（監理）等を通じて施設管理者と十分に打ち合わせを行い、出来る限り執務に支障のないように施工する。

※ 工事期間中は外来者及び職員の危険防止に十分注意する。

※ 廊下、ホールなど人通りの多い場所での作業は、事前に管理技術者（監理）等と協議を行いバリケード等の処置を行って危険防止に努める。

※ 工事受注者は、作業員に腕章、名札等をつけさせ服装を整えさせるとともに、作業所の安全ルール等について教育を実施する。

※ 施工中に損傷を与えた場合は、工事受注者の責任においてすみやかに復旧する。

※ はつり作業を行う場合は、事前に埋設配管の有無を調査し、損傷を与えないように注意する。

[公害関係]（※印及び○印を適用する）

※ 本工事に使用する建設機械は低騒音・低振動型のものとする。

※ 本工事に使用するディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載したバックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザについては、排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。

- ・ 家屋調査（図面特記による。）

[管理技術者（監理）等事務所]（○印を適用する）

- ・ 管理技術者（監理）等事務所に貸与品又は役務として工事の受注者が負担するものは、別表による。

[交通安全対策関係]（○印を適用する）

- 交通誘導員 延べ3人・日

[建設発生土の処理]（※印及び○印を適用する）

※ 建設発生土等を処分する場合は、搬出距離、処分費及び処分地が確認できる建設発生土処分計画書を管理技術者（監理）等に提出し、承諾を受ける。

- ・ 建設発生土処分場 施設名称 （株）オザワ
所在地 埼玉県さいたま市大宮区天沼町2-12
58

※ 建設発生土等の搬出後は、管理技術者（監理）等に搬出場所の受入を証明する資料を提出する。

※ 建設発生土等の搬出先の施設名称は参考であり、搬出先を指定するものではない。

[発生材の処理]（※印及び○印を適用する）

※ 産業廃棄物等を処分する場合は、搬出距離、処分費及び処分地が確認できる資料を管理技術者（監理）等に提出し、承諾を受ける。

- ・ 引渡しを要するもの ・ PCB ・ 金属類 ・ その他（ ）

※ 特別管理産業廃棄物（構外搬出適切処理とする）

- ・ 廃石綿等

施設名称

所在地

- ・ 廃油

施設名称

所在地

- ・ 臭化リチウム水溶液等

施設名称

所在地

※ 再資源化等を図るもの（運搬、処分費は工事費に含む）

- ・ 蛍光ランプ及びH I Dランプ
- ・ 小型二次電池
- ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手
- ・ ガラス

以下のものは「建設リサイクル法に関する事項」に条件を設定している。

コンクリート

コンクリート及び鉄から成る建設資材

アスファルトコンクリート

建設発生木材

※ その他、構外搬出適切処理とするもの

- ・ 建設廃材（仕上げ材等、但しせっこうボード類は除く）

施設名称

所在地

- ・ 建設廃材（せっこうボード類（石綿、ひ素、カドミニウム非含有））

施設名称

所在地

- ・ 建設廃材（石綿含有産業廃棄物）

施設名称

所在地

- ・ 建設汚泥（杭掘削に伴う汚泥等）

施設名称

所在地

- ・ P C B 含有シーリング材の処理

特記仕様書に P C B 含有シーリング材の処理が記載された場合又は P C B 含有シーリング材が工事中に確認された場合、管理技術者（監理）等と協議のうえ適切に処理すること。

※ 産業廃棄物等の搬出先の施設名称は参考であり、搬出先を指定するものではない。

[その他]（※印及び○印を適用する）

※ 着工前に管理技術者（監理）等を通じて施設管理者等と十分に打ち合わせを行い、必要に応じて近隣住民、施設利用者等へ工事の進め方や保安等について調整、周知を徹底すること。

※ 工事期間中は敷地内の危険防止に十分注意すること。

※ 交通量の多い場所での作業は、事前に管理技術者（監理）等と協議を行いバリケード等の措置を行って危険防止に努めること。

※ 掘削等を行う場合は、事前に埋設配管等の有無を調査し、損傷を与えないように注意すること。また、損傷を与えた場合は、工事の受注者負担により速やかに復旧すること。

※ 本工事で使用した分の電気・水道・ガス等の使用料について負担すること。

また、それらの使用量を計測するために必要となるメーター等については、自らの責任と負担により設置すること。

建設リサイクル法に関する事項

(建築物に係る解体工事)

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
	① 建築設備・内装等	建築設備・内装等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	② 屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③ 外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他	その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(※) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(注) 上記 1、2 については積算上の条件明示であり、処分地を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更など受注者の責めによるものではない事項についてはこの限りではない。

(建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (※)
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 (仮設)	その他の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(※) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(注) 上記 1、2 については積算上の条件明示であり、処分地を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更など受注者の責めによるものではない事項についてはこの限りではない。

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	① 仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	② 土工	土工 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③ 基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤ その他	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(※) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

(注) 上記1、2については積算上の条件明示であり、処分地を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更など受注者の責めによるものではない事項についてはこの限りではない。

別表

管理技術者（監理）等事務所の種類		・ 1 号	・ 2 号	・ 3 号	・ 4 号	・ 5 号
規模（㎡）		1 0 程度	2 0 程度	3 5 程度	6 5 程度	100 程度
連絡員（名）		0	0	0		
切替電話（個）		1	1	1	1	1
備品	インターホン（個）	0	0	1	1	1
	衣類ロッカー（人用）	3	3	6	6	9
	書類ロッカー（台）	0	0	0	1	1
	机・椅子（組）	3	3	4	5	5
	長靴（足）	3	4	4	5	5
	雨合羽（着）	3	4	4	5	5
	保安帽（個）	4	5	6	7	7
	安全帯（組）	4	5	6	7	7
	懐中電灯（個）	2	3	3	4	4
	黒板（個）	1	1	1	1	1
	掛時計（個）	1	1	1	1	1
	暖房機（台）		1	1	1	2
	消火器（個）	1	1	2	3	3
	湯沸器（台）	1	1	1	1	1
	掃除具（組）	1	1	1	1	1
	会議用机（個）			1	1	2
	折りたたみ椅子（個）	2	4	7	8	1 0
	寒暖計（個）	1	1	1	1	1
	冷暖房機（台）					